

ゼンリングroup人権方針

私たちゼンリングroupは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」を企業理念としています。

ゼンリングroupの事業はその性質上、社会と密接なつながりを持ち、高い公共性を有していることから、位置情報の活用により社会課題の解決や安全・安心な社会の実現に貢献することが、私たちの社会的責任・公共的使命であると考えています。

私たちの社会的責任・公共的使命を果たすために遵守、実践すべき項目が、「ゼンリングroup企業行動憲章（以下、行動憲章）」であり、行動憲章を具体化した行動基準として、「ゼンリングroup行動基準」（以下、行動基準）を定めています。

本人権方針は、「行動憲章」及び「行動基準」に基づき、ゼンリングroupが人権尊重の責任を果たしていくための方針を定めたものです。

本人権方針は、ゼンリングroup各社の取締役会において承認されています。

1. 人権に対する基本的な考え方

ゼンリングroupは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、以下の国際的な原則・基準を支持し、尊重します。

- ・「国際人権章典」
- ・「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」
- ・「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」
- ・「子どもの権利とビジネス原則」

2. 適用範囲

本人権方針は、ゼンリングroupのすべての役員と従業員に適用されます。

また、サプライヤー等を含むすべてのビジネスパートナーに対しても、本人権方針を理解し、支持していただくとともに、人権尊重の取り組みを推進します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

ゼンリングroupは、人権の尊重の責任を果たすため、事業の性質並びに人権への負の影響リスクの重大性に応じて、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、適切に実施します。

4. 是正・救済

ゼンリングroupは、人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて、その是正に取り組むとともに、適切な救済が可能となるよう、体制を整備します。

5. 教育・研修

ゼンリンググループは、本人権方針が効果的に実施されるように、ゼンリンググループすべての役員と従業員に対して、適切な教育・研修を行います。

6. ステークホルダーエンゲージメント

ゼンリンググループは、自らの事業活動上生じる人権への負の影響を特定、評価、予防、軽減するために、専門家の意見も踏まえながら、関連するステークホルダーと建設的な対話や協議を行います。

7. 情報開示

ゼンリンググループは、公式 WEB サイトやその他のコミュニケーション手段を通じて、人権に関する取り組みの進捗状況について、適切な情報開示を行います。

8. 推進体制

ゼンリンググループは、本人権方針に関する責任者としてサステナビリティ委員長を指定し、本人権方針に基づき人権尊重の取り組みを推進します。

制定日 2025 年 4 月 1 日